

令和4年11月

第11回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年11月14日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
15番	野堀 良夫	16番	飯島 孝一
17番	遠藤 道夫	19番	飯野 和男
20番	市村 元則	22番	坂入 誠

欠席委員

18番	鮎川 満雄	21番	蛭原 昇
-----	-------	-----	------

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原 利夫
農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	係 長	藤井 雄平
農業行政課	主 事	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
- 議案第 5 号 現況証明の発行可否について
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議案第 9 号 非農地の決定について
- 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3 号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 5 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について
- 報告第 6 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（吉原事務局長）

皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、令和 4 年第 11 回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、総会の開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。本日は御苦勞様でございます。

令和 4 年第 11 回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございます。

昨今、また新型コロナウイルスによる感染拡大続いている状況となっております。11 月に入り、気候もだんだんと寒くなってきましたので、皆さんも十分気をつけて行動していただければと思います。

本日は御苦勞様でございます。

事務局（吉原事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

総会の開会前に報告事項がありますので、御報告させていただきます。

去る11月10日に、水守地区ソーラーシェアリングに関する聞き取り調査会を運営委員、筑波地区委員で行いました。調査会では、当日出席されない委員からの質問に対しても事業者から回答を頂いておりますので、事務局より報告させていただきます。

なお、聞き取り調査会での審議結果につきましては、総会の中で報告させていただく予定となっております。よろしくお願いいたします。

事務局（飯泉課長補佐）

聞き取り調査会における質問と回答を説明する。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和4年第11回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会 長（飯野 和男）

傍聴人の皆さんに次のことをお願いいたします。

つくば市農業委員会会議規則第26条に基づくとともに、つくば市議会傍聴規則第9条を準用いたしまして、撮影または録音等をすることを禁止いたしますので、御了承をお願いいたします。

これより議事に入りますが、事前に、鮭川満雄委員、蛭原 昇委員より欠席届が提出されておりますので、御報告させていただきます。

本日の出席委員数は20名で、定足数に達していることから、令和4年第11回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第2

5条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席11番吉田新一委員、議席12番青木道子委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号18番から31番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号18番から31番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号18番から31番を除いて、議案第4号の審議と併せて議題とすることよろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号18番から31番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、提出番号14番については、議事参与の制限案件に該当しますので、14番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る11月8日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号1番については、水稻・芝を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る11月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号4番については、水稻・芝を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号5番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号6番については、水稻・麦を作付している農家で、申請地には麦を作付する予定です。

提出番号7番については、主に野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号3番から7番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る11月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号9番については、水稻、麦を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１０番については、水稻、野菜、芝を作付する農家で、申請地には芝を作付する予定でございます。

以上のことから、提出番号８番から１０番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る１１月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１１番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１２番、１３番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請者は、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１５番については、市内に本店を置く農地所有適格法人で、水稻・野菜を作付しており、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１６番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定ですが、申請地の１筆が荒廃しているように見受けられたため、耕作の確実性を確認するため継続審議といたしました。

提出番号１７番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１６番については継続審議。提出番号１１番から１３番、提出番号１５番、１７番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る１１月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号３２番については、水稻、野菜を作付する農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号３３番、３４番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は水稻、野菜を作付する農家で、３３番については申請地を取得し、３４番につ

いては申請地を借り受け、野菜を作付する予定です。

提出番号３５番については、イチゴを作付している農家で、申請地にはイチゴを作付する予定です。

提出番号３６番については、水稻、野菜を作付する農家で、申請地には果樹を作付する予定です。

以上のことから、提出番号３２番から３６番については農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第１号の説明及び報告が終わりました。

提出番号１６番は継続審議との報告がありましたので、継続審議の分を先に審議いたします。

提出番号１６番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、提出番号１６番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１６番については、白石委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号、提出番号１６番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号１番から１３番、１５番、１７番、３２番から３６番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて提出番号１番から１３番、１５番、１７番、３２番から３６番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から１３番、１５番、１７番、３２番から３６番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号１番から１３番、１５番、１７番、３２番から３６番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号１４番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、櫻井委員の退席を求めます。

（櫻井 守委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号１４番について、白石委員より調査結果の報告をお願いいたします。

白石 悟委員

去る１１月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１４番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１４番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、提出番号１４番についての報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号１４番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１４番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号14番について、許可することに決定いたします。

櫻井委員の復席を求めます。

（櫻井 守委員 復席）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員

去る11月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和4年6月13日付で太陽光発電施設用地として農地法第5条の許可を受けたものですが、進入路等の観点から、新たに農地1筆を追加するため、計画変更申請されたものです。

以上のことから、提出番号1番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第2号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第 2 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第 3 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、荃崎地区において調査を実施しておりますので、大野委員より調査結果の報告をお願いいたします。

大野博司委員

去る 11 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、令和 4 年 1 月 14 日付つくば農委指令第 3 号をもって建て売り住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、1 番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 3 号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第３号の質疑に入ります。
質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第３号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第３号について、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第４号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について（提出番号１８番から３１番）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第４号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について及び議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号１８番から３１番を一括して議題といたします。

なお、提出番号１８番から３１番につきましては、去る１１月１０日に申請事業者から聞き取り調査を実施しておりますので、調査会に出席された白石委員から御報告していただく予定です。

それでは、事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第４号及び議案第１号の提出番号１８番から３１番について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、議案第４号の提出番号４０番、４１番については、議事参与制限案件に該当しますので、４０番、４１番を除いて、担当委員より調査結果をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る１１月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、申請地を祖父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものですが、土地所有者が農業用倉庫を建築しているため、始末書つきの申請となっております。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１番については、一般基準を満たしており、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る１１月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人の役員です。今般、申請地に隣接する市街化区域にテナントを建設する予定ですが、駐車場不足が見込まれることから、申請地を取得し、テナント用駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、６台分の駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号３番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、県外在住で、現在耕作されていない土地を借り受け、太陽光発電施設を設置するため申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面に防草シートを敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、既に許可を受けている土地と一体で４７５Ｗパネルを１５９枚設置する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号４番については、農地区分は第２種及び第３種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号５番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、子供の出生、成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号2番から8番については、一般基準に適合の上、第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る11月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、子供の誕生を機に申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号9番から12番については、一般基準に適合の上、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る１１月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１３番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１４番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１５番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１３番から１５番については、一般基準を満たしており、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、議案第１号及び議案第４号の提出番号１８番から３１番を除いた筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る１１月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１６番については、農用地区域内農地です。

申請者は、市内の建設業を営む法人です。先般、市の公共工事を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するもので、令和５年３月３１日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、敷地内に鉄板を敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、工事用車両、工事に使用する資材等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号１７番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、全国的に展開するコンビニエンスストアを経営する法人です。事業拡大のため、既存の店舗に隣接している申請地を借り受け、コンビニエンスストアの建て替えをするための申請をするものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１６番、１７番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定及び第２種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上、報告いたします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る１１月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号３２番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３３番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３４番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３５番については、農用地区域内農地及び第３種農地と判断いたしました。

申請者は、県内で建設業を営む法人です。先般、申請地の隣接地で社会福祉施設の建築工事を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請するものです。令和５年３月３０日までの一時転用です。

なお、申請地の一部が無断で使用されていたことから、始末書添付の申請となっております。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、雨水は敷地内浸透処理とし、全面砕石敷き後、一部を鉄板敷きとした上で、砂・砕石等の建築用資材各種を置く計画です。

提出番号３６番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内で社会福祉施設を経営する特定非営利活動法人です。今般、障害者の施設が不足していることを踏まえ、障害児通所支援事業の施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造２階建ての施設１棟と駐車スペースを確保し、計３０名の施設利用者を見込んでいます。資金については、自己資金及び金融機関からの融資と公的補

助金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 37 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、市内で廃棄物の収集、運搬、処理業を営む法人です。今般、既存の事務所敷地、資材置場等が手狭となったため業務に支障を来しているため、業務効率化のため申請地を取得し、車両置場兼資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水を敷地内浸透処理とした上で、4 t トラック 10 台分の車両置場を確保し、コンテナ等を保管する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 38 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、隣接地でイチゴ栽培を行う農家で、農業経営のために農産物の集出荷施設が必要なことから申請するものですが、申請地の一部が無断で使用されていたことから、始末書つきの申請となっております。

許可後の利用方法は、農業用ビニールハウス 1 棟を設置の上、内部でイチゴのパック詰め作業を行う計画です。

提出番号 39 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 42 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議も整っております。

以上のことから、提出番号 32 番から 39 番、42 番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地、第 1 種農地の例外許可規定及び第 2 種農地、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、11月10日に聞き取り調査を行った議案第1号、農地法第3条の提出番号18番から31番及び議案第4号、提出番号18番から31番について、白石委員より報告をお願いいたします。

白石 悟委員

去る11月10日に行った水守地区ソーラーシェアリング聞き取り調査、並びに審議結果について報告いたします。

申請者は、発電事業を営む法人で、今回、営農型太陽光発電施設の用に供するため、農地法第3条地上権を設定し、また営農型太陽光発電施設の一時転用期間が満了することから、再度、農地法第5条の一時転用許可申請を改めてするものです。

下部農地には、営農者である市内の法人が高麗ニンジンと飼料作物を栽培する予定で、期間は農林水産省の通知で定める上限である１０年間を希望しておりましたが、平成２７年当初許可時から作付作物を相次いで変更していること、営農収入が安定していないこと、草刈り等の農地管理が徹底されていないことなどを鑑みると、申請どおり１０年間の許可は相当でないと考えました。

その一方、主要作物である高麗ニンジンの生育は順調であるように見受けられ、今後の営農計画も一定の水準にあることから、不許可とすることも相当でないと考えました。

これらのことを総合的に考慮した結果、前回同様３年間という許可期間が適当であると判断いたしました。

以上のことから、農地法第３条の申請については、農地法第３条第２項ただし書きの区分地上権であるため、許可しても差し支えないと思われます。

また、農地法第５条の申請については、一般基準を満たしており、農用地域内農地、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第１号の提出番号１８番から３１番及び議案第４号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第１号の提出番号１８番から３１番及び議案第４号の提出番号４０番から４１番を除いて、質疑に入ります。

意見等ありましたら、お願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないので、これにて質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１号の提出番号１８番から３１番及び議案第４号の提出番号４０番、４１番を除いて、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号の提出番号１８番から３１番及び議案第４号の農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号４０番、４１番を除いて、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第４号の提出番号４０番、４１番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、雨貝委員の退席を求めます。

(雨貝洋子委員 退席)

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号４０番、４１番について、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一委員

去る１１月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号４０番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号４１番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号４０番、４１番については、一般基準を満たしており、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの審議をお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号４０番、４１番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とともないようですので、これにて提出番号４０番、４１番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第４号の提出番号４０番、４１番について、吉田委員報告のとおり許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号４０番、４１番について、許可することに決定いたします。

雨貝委員の復席を求めます。

(雨貝洋子委員 復席)

議案第５号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第５号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第５号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る１１月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、平成８年頃より管理用道路兼車両置場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号１番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る１１月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、農業用機械等により、容易に耕作が可能となる土地であると判断いたしました。

提出番号３番については、平成１３年以前より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号３番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各

提出番号２番については、非農地証明の範囲に該当しないと思われませんが、なお一層各

委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る１１月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号４番については、平成３年頃より住宅敷地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号４番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る１１月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号５番については、昭和５６年頃より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号５番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第５号の説明及び報告が終わりました。

提出番号２番は、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号２番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号２番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 2 番については、青木委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 5 号、提出番号 2 番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号 1 番、3 番から 5 番について審議いたします。

質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、提出番号 1 番、3 番から 5 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番、3 番から 5 番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 5 号 現況証明の発行可否についての提出番号 1 番、3 番から 5 番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題としたいと思います、よろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第 6 号及び第 7 号を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案書５２ページになります。

議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第７号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定、農地中間管理事業について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和４年１０月１９日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

議案第６号、提出番号１番、豊里地区で５年間の貸借権を設定するものです。

以降、提出番号２６番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区３件、谷田部地区５件、大穂地区１件、筑波地区１２件、桜地区５件となります。

続きまして、議案書５６ページ、議案第７号になります。

提出番号１番、茎崎地区で１０年間賃借権を設定するものです。

以上、これらについては、全て農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号に適合していると思われますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とともないようですので、これにて議案第６号及び議案第７号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

議案第６号及び議案第７号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号及び議案第７号の農地利用集積計画について、原案のとおり決定いたします。

議案第８号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第８号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による

農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案書 57 ページになります。

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 4 年 10 月 19 日付で農用地利用配分計画案の意見を求められておりますので、内容について御説明いたします。

整理番号 1 番、谷田部地区で 8 年 6 か月間賃借権の設定を行うものです。計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降、整理番号 2 番まで議案書記載のとおりで 2 件となります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号に適合しているため、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第 8 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 8 号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見については、原案のとおり承認することといたします。

議案第 9 号 非農地の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 9 号 非農地の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書 59 ページになります。

議案第 9 号 非農地の決定について、御説明いたします。

農地法第 30 条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地として B 分類となっている土地の所有者の方に登記地目変更承諾書を発送し、承諾を頂いた土地 15 筆、計 6,364 m²を農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと決定するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第 9 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 9 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 9 号 非農地の決定については、原案のとおり決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第 3、報告第 1 号から 6 号についてですが、内容は議案書 60 ページから 70 ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告 1 号から 6 号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、報告案件を終了いたします。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和４年第１１回総会を閉会いたします。

【午後２時４３分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員